行政財産使用料徴収の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 中央卸売市場 | 行政財産使用料条例第４条によれば、使用料は使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、納入通知書の発行遅れにより、平成29年度分の使用料について使用開始の日前（平成28年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 年間使用料 | 納付日 | | ガバナ室設置 | 平成25年４月１日から  平成30年３月31日まで | 33,500円 | 平成29年４月７日 | | 公衆電話設置 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日まで | 16,000円 | 平成29年４月10日 | | 配電線の支柱・支線  設置 | 平成28年４月１日から  平成33年３月31日まで | 10,200円 | 平成29年４月10日 | | 電力供給用配電支持物設置 | 平成28年４月１日から  平成33年３月31日まで | 41,480円 | 平成29年４月10日 | | 郵便差出箱設置 | 平成29年２月１日から  平成29年３月31日まで | 100円 | 平成29年４月12日 | | 郵便差出箱設置 | 平成29年４月１日から  平成34年３月31日まで | 400円 | 平成29年４月12日 | | 自動車電話・携帯電話  基地局設置 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日まで | 732,780円 | 平成29年４月５日 | | 携帯電話・自動車電話  基地局設置 | 平成27年４月１日から  平成32年３月31日まで | 377,380円 | 平成29年４月６日 | | 携帯電話インビル  基地局設置 | 平成27年４月１日から  平成32年３月31日まで | 520,660円 | 平成29年４月５日 | | ＰＨＳ無線基地局設置 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日まで | 1,620円 | 平成29年４月６日 | | 検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【行政財産使用料条例】  （納付の時期）  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下略） | 行政財産使用料について、使用開始の日前までに徴収できるよう、相手方の事務手続に十分な納付期間を設けて納入通知書を発行することとする。  今後は、行政財産使用料条例等関係法令に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月29日及び同月30日）